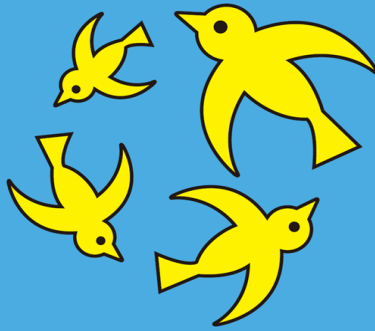


新しい学習指導要領

生きる力
学びの、その先へ



令和6年度 全国特別支援学校病弱教育校長会
総会・第1回研究協議会（6月28日）

病弱教育に関する情報提供



文部科学省

初等中等教育局特別支援教育課

特別支援教育調査官

相原 千絵

内 容

1 病弱教育に関する動向

- ・病弱教育における遠隔教育に関する制度の変遷
- ・高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめを踏まえた制度改正
- ・令和5年度 免許状保有状況調査結果

2 学習指導要領について

- ・特別支援学校（病弱）における配慮事項
- ・自立活動の指導の充実

3 医療的ケアについて

4 病弱教育の充実に向けて期待すること

5 資料

石川県立医王特別支援学校からの 報告に関連して

季刊誌

特別支援教育

令和5年秋 第91号

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月
価格：900円（税込み）

文部科学省特別支援教育課編集の
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携



【特別支援教育NEWS】スペシャル対談

国枝慎吾氏×石田善顕特別支援教育課長
子供たちへ伝えたいこと



【特集】学校における安全に関する教育の充実

- 知的障害を併せ有する視覚障害児のための教科等横断的な視点に立った防災教育の実践例
- 特別支援学校（聴覚障害）高等部における災害安全に関する取組
- 防災教育を中心とした学校安全総合支援事業の取組について
- 肢体不自由特別支援学校における災害対策の取組
- 病弱特別支援学校における防災意識を高める土砂災害避難訓練の取組
- 自閉症・情緒障害特別支援学級における防災教育の取組

【巻頭言】「挑戦」生きる輝きを生み出す力

へんぎん村水泳教室代表 伊藤裕子

【連載企画】子供をささえるネットワーク/卒業生は今/教育委員会の取組/施策だより 等

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆全国の書店
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆東洋館出版社
年間定期購読を受け付けております。
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆インターネットからも購入することができます。



＜参考＞ 学校安全資料 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育



学校における安全教育、安全管理、組織活動の
各内容を網羅して解説した総合的な資料



平成31年改訂

1 病弱教育の現状

病弱教育における遠隔教育に関する制度の変遷

小・中学校段階の病気療養中等の児童生徒に対する 遠隔教育について

病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用して同時双方向型授業配信を行った場合、指導要録上の出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする

受信側に教員を配置せずに行った場合でも出席扱い

平成30年9月 通知

オンデマンド型授業配信に関する改正 令和5年3月 通知

病気療養児に対して、病院や自宅等においてオンデマンド型授業配信を含むICT等を活用した学習活動を行った場合、指導要録上の出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする。

【留意事項】

- ・オンデマンド型授業配信を行うに当たっては、原則として同時双方向型授業配信を実施することとし、当該児童生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型授業配信を受信することが難しいと学校において判断した場合に限り、本人及び保護者の意向を踏まえオンデマンド型授業配信を行うことが可能であること
- ・オンデマンド型授業配信を行うに当たっては、当該児童生徒の学齢や発達段階、家庭や医療機関等との連携状況等を踏まえ、学校において適切に判断すること

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する 遠隔教育(メディアを利用して行う授業)の要件緩和について

遠隔教育(メディアを利用して行う授業)の要件・留意事項

高等学校段階の全ての生徒

メディアを利用して 行う授業

多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業を学校教育法施行規則に位置付け、制度の弾力化を図ること

平成27年4月 告示第92号

受信側の教員配置

原則として当該高等学校等の教員を配置(当該教科の免許保有者以外でも可)

平成27年4月 施行通知

単位修得数等の上限

全課程の修了要件として修得すべき74単位のうち、36単位を超えないものとする
※特別支援学校高等部において修了要件が異なる場合はその2分の1未満までを上限とすること

学校教育法施行規則
第96条第2項、第135条第2項

対面による授業の実施

教科・科目等の特質に応じ対面により行う授業を相当の時間数行うこと

平成27年4月 告示第92号

↓
教科・科目等や単位数にかかわらず、履修する各教科・科目ごとに年間2単位時間以上を確保しつつ各高等学校等において適切に定めること

令和3年2月 通知

オンデマンド型の授業に 関する改正

令和5年4月 告示改正

メディアを利用して行う授業について、病気療養中等の生徒に対して実施する場合は、同時双方向型を原則としつつ、オンデマンド型の授業で実施することを可能とする。

受信側の教員の配置要件の緩和

令和元年11月26日 通知

受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない。ただし、以下の点に留意すること。
・当該高等学校等と保護者が連携協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
・配信側の教員は、受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること

単位修得数等の 上限の緩和

令和2年4月
学校教育法施行規則改正

病気療養中等の生徒の教育機会を確保する観点から上限を超える単位数等を認める。

※訪問教育において、メディアを利用して行う授業を実施する場合も上限を超える単位修得数等を認める

対面による授業の時間数

令和6年2月13日 通知

当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと校長が認める場合は、教科・科目等や単位数にかかわらず、履修する各教科・科目ごとに年間1単位時間とすることも例外として認められること

病気療養中等の生徒に対する 特例

<参考> GIGAスクール構想 授業動画


GIGAスクール構想 授業動画

1人1台端末で学校が変わる！

(YouTube文部科学省/mextchannel)

	小学校編	中学校編	高等学校編	特別支援教育編
解説	文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 新潟市立大野小学校 校長 片山 敏郎 氏	文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 春日井市教育委員会 教育DX推進専門官 水谷 年孝 氏	文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 神奈川県立希望ヶ丘高等学校 校長 柴田 功 氏	授業実践 長野県松本養護学校 長野県長野ろう学校 長野県松本盲学校 長野県花田養護学校 長野県木曾養護学校 長野県上田養護学校 <資料協力> 福岡県立福岡視覚特別支援学校 埼玉県北本市立南小学校 北九州市立小倉南特別支援学校 福岡県立福岡聴覚特別支援学校 解説 文部科学省初等中等教育局 視学官 菅野 和彦 氏 文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 長野県長野養護学校 教諭 青木 高光 氏
授業実践	新潟市立月潟小学校 つくば市立島名小学校 春日井市立出川小学校 春日井市立藤山台小学校	春日井市立高森台中学校 新潟市立小新中学校 つくば市立みどりの学園義務教育学校	神奈川県立希望ヶ丘高等学校 宮城県仙台第三高等学校 宮城県宮城第一高等学校	
解説	東京学芸大学 教授 高橋 純 氏	東京学芸大学 教授 高橋 純 氏	東北大学大学院 東京学芸大学大学院 教授 堀田 龍也 氏	


URL : <https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3mbBASFWjIRb6OAekj81r16K1>




**1人1台端末で
学校が変わる！**

各動画
約15~20分
研修にも
使える！
(タイムスト版 約2分)


小学校編




中学校編




高等学校編



【タイムスト版】
小中学校編



特別支援教育編



1 病弱教育に関する動向

令和4年度 病気療養児に関する実態調査結果

令和4年度 病気療養児に関する実態調査

令和5年2月 調査票配付／令和5年5月 集約

目的

疾病や障害により病院や自宅で療養中の病気療養児について、病気療養児の人数、通常の学級から特別支援学校等への転学及び教育支援の実施状況等について実態を把握し、今後の施策の充実に資することを目的として実施した。

主な調査事項と調査時点

- ①病気療養児に関する調査（令和4年4月1日～令和5年3月31日）
 - ・令和4年度に在籍した病気療養児数
 - ・主傷病名、療養場所、転学、転籍、進級等の状況
 - ・同時双方向型の授業配信の実施状況、同時双方向型の授業配信以外の指導や支援の実施状況 等
- ②教育委員会における取組に関する調査（令和4年9月1日時点）
 - ・教育委員会における病気療養児の在籍する学校に対する取組や支援 等
- ③病院内の学級に関する調査（令和4年9月1日時点）
 - ・病院内の学級数及び在籍児童生徒数
 - ※上記のうち、下線の調査については、今回初めて実施。

調査対象

- ①②：全国の国公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
小学校（19,336）、中学校（10,076）、義務教育学校（151）、高等学校（4,856）、
中等教育学校（56）、特別支援学校（1,160） 計 35,635 校
- ③：教育委員会
都道府県教育員会（47）、市区町村教育委員会（1,741）



実態調査結果はこちら

令和4年度 病気療養児に関する実態調査結果

令和5年10月 公表

令和4年度中に学校に在籍した病気療養児の数

- 令和4年度中に学校に在籍した病気療養児の数 **9,165人**（平成30年度前回調査：7994人）
- 病気療養のための転学について **転学なし 84%** 転学あり 16%

区分	小中高等学校				特別支援学校				合計
	小学校	中学校	高等学校	計	小学部	中学部	高等部	計	
国立	22	20	6	48	3	4	5	12	60
公立	2,232	2,348	1,140	5,720	962	730	914	2,606	8,326
私立	23	174	579	776	0	2	1	3	779
合計	2,277	2,542	1,725	6,544	965	736	920	2,621	9,165

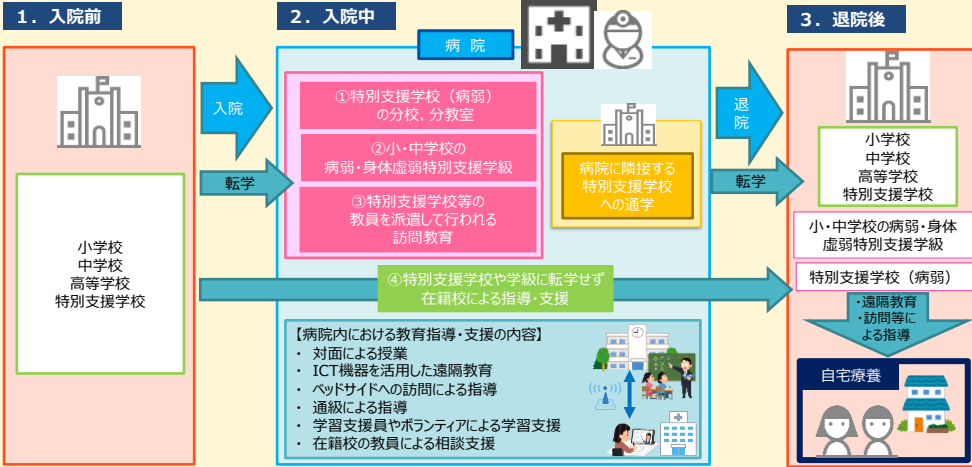
病院内の学級数及び在籍者数（令和4年9月1日時点）

- 病院内の学級を設置していた学校 **341校** 病院内の学級数 **960学級**
- 病院内の学級に在籍していた児童生徒数 **1,509人**

<参考> 病気療養中の児童生徒の学びの場（イメージ）

概要

- ・ 病気等により病院に入院している児童生徒に対しては、病院内において多様な教育の場が提供されている。
- ・ 特別支援学校（病弱）の分校・分教室や小中学校の特別支援学級（病弱）に転学したり、転学をせずに在籍している学校の教員による指導や支援を受けたりすることができる。
- ・ これら学びの場においては、対面による授業やICT機器を活用した遠隔教育、ベッドサイドへの訪問による指導などが行われている。
- ・ 学習支援として、学習支援員やボランティアを活用している場合もある。
- ・ 退院後に自宅療養をする場合であっても、訪問による指導やICT機器を活用した遠隔教育を受けることができる。

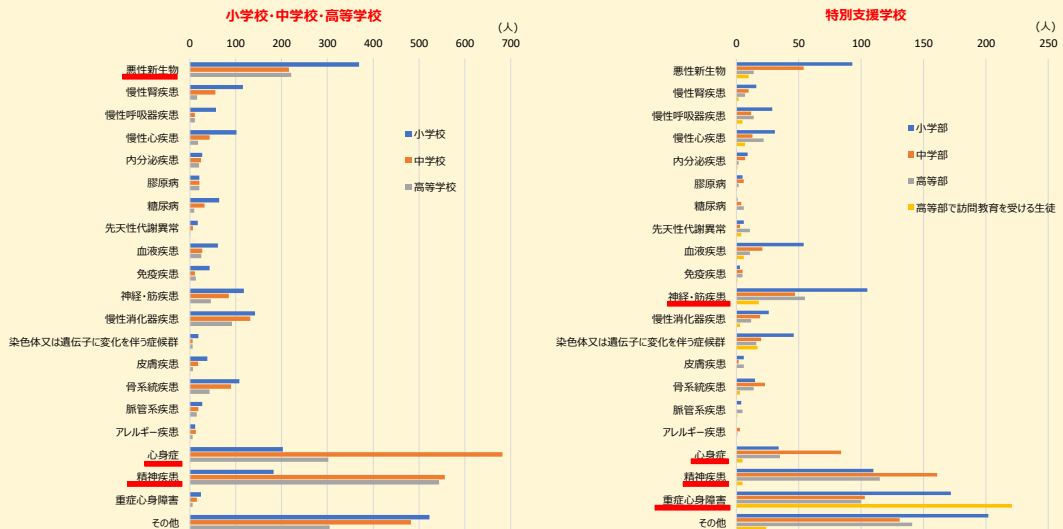


令和4年度 病気療養児に関する実態調査結果

令和5年10月 公表

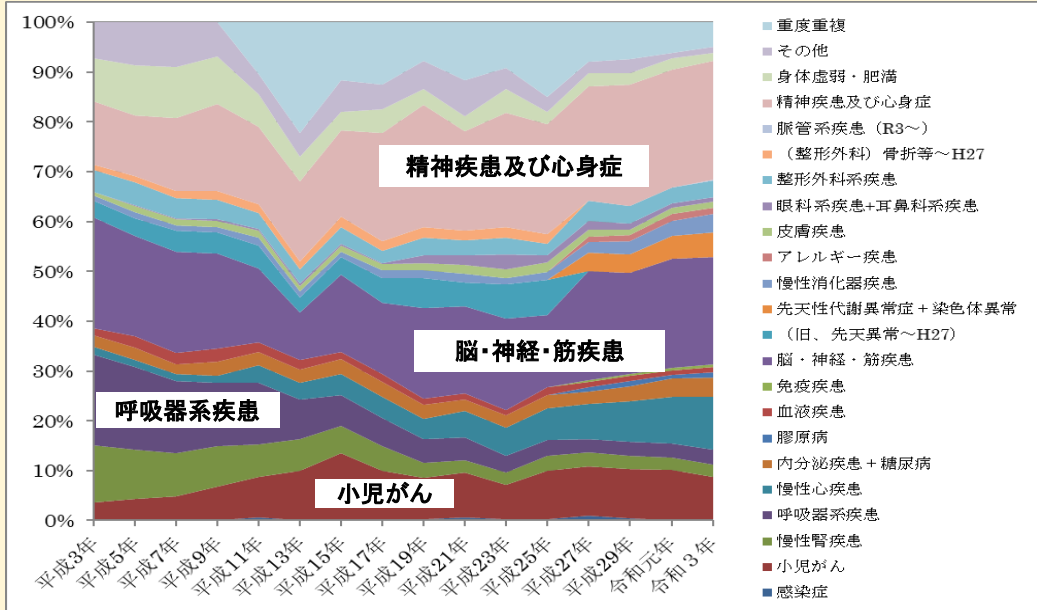
○病気療養児の主傷病名で多いもの

小学校：悪性新生物（白血病、主要、小児がん等）／中学校・高等学校：心身症、精神疾患
特別支援学校 小学部：重症心身障害、精神疾患、神経・筋疾患
中学部・高等部：重症心身障害、心身症、精神疾患



<参考> 疾患群別の病弱児の割合の推移

全国病弱虚弱教育研究連盟「全国病類調査」を基に作成

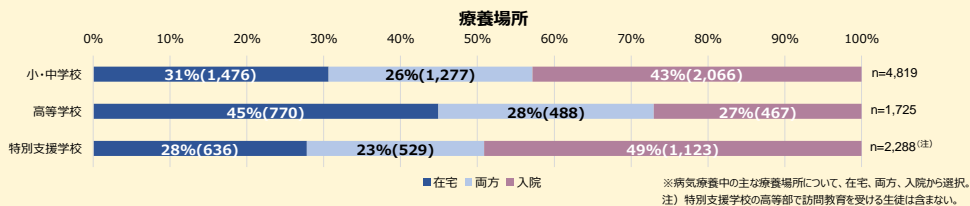


※重度重複を除く相対頻度

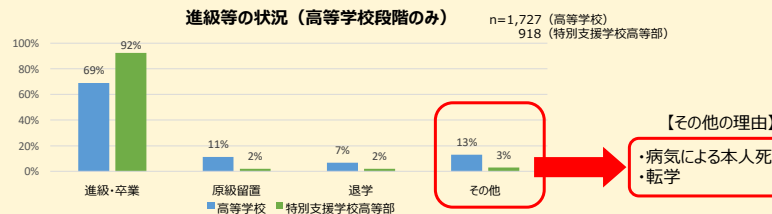
令和4年度 病児療養児に関する実態調査結果

令和5年10月 公表

○療養場所が「在宅」又は「病院と在宅両方」と回答した割合は、小・中学校57%、高等学校73%
病児療養児の過半数が、病院だけでなく、在宅療養の期間もあることが分かった



○高等学校段階の進級等の状況について、高等学校において「進級・卒業」69%、「原級留置」11%、「退学」7%



令和4年度 病気療養児に関する実態調査結果

令和5年10月 公表

同時双方向型の授業配信

○同時双方向型の授業配信の実施率は24% (前回調査: 1.9%)。いずれの学校段階においても**実施率が大幅に上昇**

同時双方向型の授業配信の実施状況 n=9,165

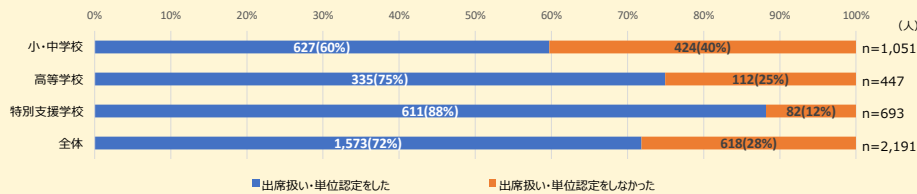
区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
実施した	618(27%)	433(17%)	447(26%)	693(26%)	2,191(24%)

(参考) 平成30年度前回調査

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
1.3%	0.4%	2.4%	7.9%	1.9%

○同時双方向型の授業配信を実施した場合、**小・中学校において「出席扱いとした」60%、高等学校では「単位認定をした」75%**

出席扱い及び単位認定



※同時双方向型の授業を実施した児童生徒について、出席扱い（義務教育段階）・単位認定（高等学校段階）を行ったか調査。

「病気療養児に関する実態調査」の結果について（事務連絡）

令和5年10月27日発出

事務連絡はこちら



転学について

- 病院内の学級に転学せずに療養している児童生徒の在籍校は、当該児童生徒の教育的ニーズの把握、医療関係者等と連携した**個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用**に努める
- ICTを活用した同時双方向型の授業配信、オンデマンド型の授業配信、教員の訪問による指導などの学習活動を通じて、**教育の機会が確保されるよう適切に対応**
- 病院内の学級に一時転学している児童生徒に対しては、前籍校が転学先の特別支援学校等と連携し、本人や保護者の意向等を踏まえ、**前籍校の卒業式などの学校行事に参加できるよう必要な配慮を実施**

進級等の状況について

- 高等学校における病気療養中等の生徒の進級等に関して、各学年の課程の修了の認定に当たっては次のような対応も視野に必要な配慮を実施（※高等学校学習指導要領解説総則編 第5章「単位の修得及び卒業の認定」参照）
 - ・特定の学年における未修得単位が一定範囲内であれば、後日、補充指導や追試験によって未修得の各教科・科目を修得することを条件として、次の学年に進級させるという形で**学年の課程の修了の認定について弾力化を図る**
 - ・卒業までに修得すべき単位数を修業年限内に修得する見込みがある場合には、条件を付することなく進級を認める

同時双方向型の授業配信の実施状況・活用場面について

- 教育委員会や学校においては、**同時双方向型の授業配信の実施及び学習評価等に関する必要な規定等の整備について適切に対応**

1 病弱教育に関する動向

高等学校教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめを踏まえた制度改革

高等学校の在り方ワーキンググループ 中間まとめを踏まえた制度改革

高等学校等における多様な学習ニーズに対応した 柔軟で質の高い学びの実現について（通知）

令和6年2月13日発出

学校教育法施行規則の改正（令和6年4月1日施行）

学校教育法施行規則 第88条の4

高等学校は、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒、**疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒**その他特別の事情を有する生徒を対象として、**教育上有益と認めるときは、授業に代えて通信教育を行うことができる**

学校教育法施行規則第88条の4 関係

全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（不登校生徒）、**疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒（病気療養中等の生徒）**を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて**通信教育**を行うことができる



高等学校の通信制において提供される、**添削指導、面接指導及び試験の方法による指導**を指す（高等学校学習指導要領第1章第2款5も参照）

高等学校の在り方ワーキンググループ 中間まとめを踏まえた制度改正

高等学校等における多様な学習ニーズに対応した 柔軟で質の高い学びの実現について（通知）

令和6年2月13日発出

学校教育法施行規則の改正（令和6年4月1日施行）

学校教育法施行規則 第88条の4

高等学校は、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒、**疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒**その他の特別の事情を有する生徒を対象として、**教育上有益と認めるときは、授業に代えて通信教育を行うことができる**

学校教育法施行規則第88条の4 関係

全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（不登校生徒）、**疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒（病気療養中等の生徒）**を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて**通信教育**を行うことができる

高等学校の通信制に準じた方法による指導を指す
(高等学校学習指導要領)
特別支援学校高等部には準用しない

高等学校の在り方ワーキンググループ 中間まとめを踏まえた制度改正

高等学校等における多様な学習ニーズに対応した 柔軟で質の高い学びの実現について（通知）

令和6年2月13日発出

学校教育法施行規則 第88条の4 を特別支援学校高等部に準用しない理由

学校教育法施行規則 第134条

特別支援学校高等部における通信教育に関する事項は、別に定める。

特別支援学校高等部学習指導要領 第1章第2節第8款の6

療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒について、各教科・科目の一部を通信により教育を行う場合の1単位当たりの添削指導及び面接指導の回数等（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、通信により教育を行うこととなった各教科の一部の授業時数に相当する添削指導及び面接指導の回数等。）については、実情に応じて適切に定めるものとする。

- ※添削指導：生徒が提出するレポートを教師が添削し、生徒に返送することにより指導を実施するもの
- ※面接指導：教師から生徒への対面指導、生徒同士の関わり合い等を通じて、個々の生徒のもつ学習上の課題を考慮した個人差に応ずる指導を実施するもの

高等学校の在り方ワーキンググループ 中間まとめを踏まえた制度改正

高等学校等における多様な学習ニーズに対応した 柔軟で質の高い学びの実現について（通知）

対面により行う授業の時間数

高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項

メディアを利用して行う授業の配信を受ける病気療養中等の生徒であって、**当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ**、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと高等学校等の校長が認める場合には、**対面授業の時間数を年間1単位時間とすることも例外的に認められる**

指導要録上の出欠や単位認定

学校教育法施行規則第88条の3に基づきメディアを利用して行う授業を病室等で受けた場合

- ☞ 校長は、指導要録上**出席扱い**とし、かつ**その成果を評価に反映することが可能**
- ☞ 学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、**履修した単位の修得を認定**

1 病弱教育に関する動向

令和5年度 免許状保有状況調査結果

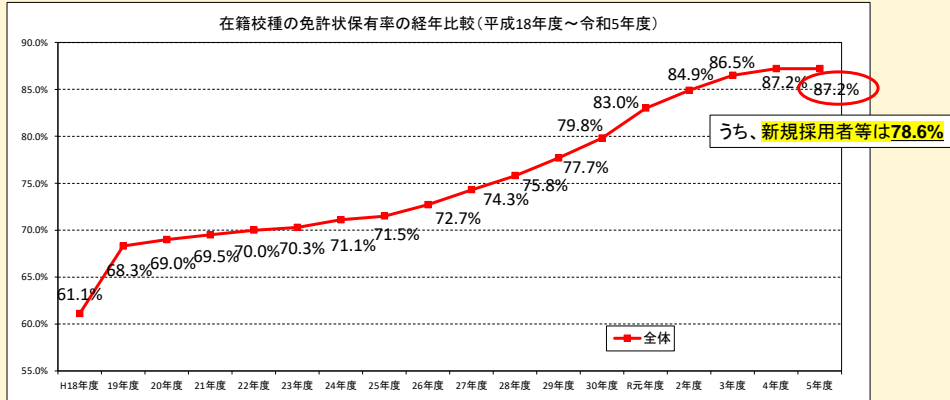
特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて



(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率:87.2%(令和5年度) ⇒ **本来保有すべきもの**
※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

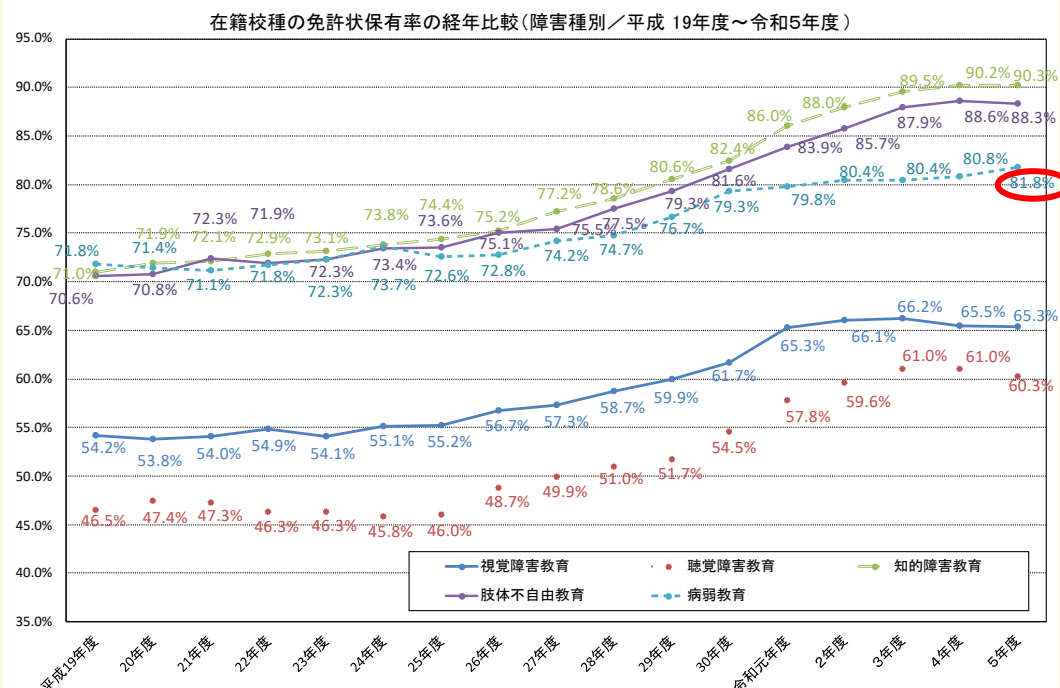
- ・特別支援学校全体の免許状保有率は上昇傾向
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示



※平成18年度の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。
平成19年度以降は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合: **31.0%**

在籍校種の特別支援学校教諭等免許状の保有率の推移(障害種別)



2 学習指導要領について

特別支援学校（病弱）における配慮事項

特別支援学校（病弱）における配慮事項

指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第2章 第1節 第1款の4

- (1) 指導内容の精選等
- (2) 自立活動の時間における指導との関連
- (3) 体験的な活動における指導方法の工夫
- (4) 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用
- (5) 負担過重とならない学習活動
- (6) 病状の変化に応じた指導上の配慮

※第2章第2節第1款により、中学部にも適用。特別支援学校高等部学習指導要領第2章第1節第2款の4にも同様の規定あり。

特別支援学校（病弱）における配慮事項 （1）指導内容の精選等について

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第2章 第1節 第1款の4

（1）指導内容の精選等

個々の児童（生徒）の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科等相互の関連を図ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

- *学習時間の制約等がある場合には、基礎的・基本的な事項を習得させる視点から、指導内容を精選するなどして効果的に指導
- ⇒ ・各教科の目標や内容の関連性を検討し、不必要な重複を避ける
 - ・各教科を合わせて指導する
 - ・教科等横断的な指導を行う

「指導内容の精選等」と関連する事項

「指導内容の精選等」との関連 **重複障害者等に関する教育課程の取扱い**

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章総則 第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

- 1 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。（後略）
- (1)各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。

- *安易に取り扱わなくてもよいということではない
- *各教科及び外国語活動の目標に対応した評価規準を質的に逸脱しない範囲で学習上の困難に応じた手立てを適切に講じても、目標達成が困難又は不可能であるかどうかを慎重に吟味することが不可欠
- *取り扱わないことについては、その後の児童生徒の学習の在り方を大きく左右するために慎重に検討
- *長期療養等により学習空白が生じ、年度内に指導ができなかった場合は、後の学年又は学部で補う必要が生じる

カリキュラム・マネジメントについて

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節4

カリキュラム・マネジメント

教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと

- 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を**教科等横断的な視点**で組み立てていくこと
- 教育課程の実施状況を評価**してその**改善**を図っていくこと
- 教育課程の実施に必要な**人的又は物的な体制を確保**するとともにその**改善**を図っていくこと
- 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、**教育課程の評価と改善**につなげていくよう工夫すること

2 学習指導要領について

自立活動の指導の充実

自立活動の指導の充実

学校教育法第72条（特別支援学校の目的）

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、**障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。**

自立活動の目標

個々の児童又は生徒が**自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度を及び習慣を養い、もって心身の調和的発達**の基盤を培う。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章総則 第2節2の(4)

学校における**自立活動の指導**は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、**自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。**特に、自立活動の時間における指導は、**各教科、道徳科、学国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、**個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

自立活動の指導の充実

学校教育法第72条（特別支援学校の目的）

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、**障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。**

を主
もつ

自立活動は
特別支援学校の専門性の中核

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章総則 第2節2の(4)

学校における**自立活動の指導**は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、**自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。**特に、自立活動の時間における指導は、**各教科、道徳科、学国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、**個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

自立活動の指導の充実～個別の指導計画の作成

個々の児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握する

- ・自立活動の指導は個々の児童生徒の障害の状態等に即して行われることが基本であるため、個々の児童生徒についての実態把握が特に重要
- ・収集した情報を自立活動の区分に即して整理

指導すべき課題を明確にする

- ・実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連の検討
- ・中心的な課題を導き出す

指導目標及び指導内容を設定する

- ・長期的、短期的な観点から指導目標を設定
- ・指導目標を達成するために必要な項目を選定、項目間の関連付け
- ・指導目標を達成するため、個々の児童生徒の実態に即して必要な指導内容を段階的、系統的に取り上げる

個々の児童生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫する

- ・個々の児童生徒の実態に適合する方法、指導内容にふさわしい指導方法を創意工夫
- ・意欲的な活動を促す指導方法を工夫

自立活動の指導の充実～個別の指導計画の作成

個々の児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握する

- ・自立活動の指導は個々の児童生徒の障害の状態等に即して行われることが基本であるため、個々の児童生徒についての実態把握が特に重要
- ・収集した情報を自立活動の区分に即して整理

自立活動



個々の児童生徒の障害の状態等に即して
個別の指導計画に基づいて行われることが基本



個別の指導計画を
このようなプロセスに沿って作成することは大変重要

個々の児童生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫する

- ・個々の児童生徒の実態に適合する方法、指導内容にふさわしい指導方法を創意工夫
- ・意欲的な活動を促す指導方法を工夫

自立活動の指導の充実

① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよき、課題等について情報収集

②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
-------	--------	---------	-------	-------	-----------

②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の観点から整理する段階

②-3 収集した情報(①)を〇年後の姿の観点から整理する段階

③ ①をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階

④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階

⑤ ④に基づき設定した指導目標(ねらい)を記す段階

課題同士の関連を整理する中で守らなければならない指導目標として

指導目標(ねらい)	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
⑤を達成するために必要な項目を選定する段階						

⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階

指導目標(ねらい)	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
⑤を達成するために必要な項目を選定する段階						

⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント

⑧ 具体的な指導内容を設定する段階

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	ア	イ	ウ	...
-------------------------	---	---	---	-----

流れ図

個々の児童生徒の実態把握から
具体的な指導内容を設定するまでの流れの例

個別の指導計画を作成する上で最も重要な点

実態把握から指導内容を設定するまでのプロセス

- 個別の指導計画を作成する際、**実態把握に基づき指導すべき課題を整理**することで、指導目標を設定するに至る判断の根拠となる
- 個別の指導計画を通して、なぜその指導目標を設定したかという考え方や根拠を担当者間で共有し、引き継いでいくことで、**指導の根拠を明らかにし、児童生徒一人一人の自立活動における指導の継続性を確保**する
- 個々の児童生徒の実態に応じて**指導目標を明確にし、指導内容を設定**し、それらを組織して**個別の指導計画を作成**する。それに基づいた指導に当たっては、指導内容にふさわしい**指導方法を工夫**する

自立活動の指導の充実～自立活動を主とした指導

前提

各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動 + **自立活動**

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章総則 第8節の4


重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。

- * 障害が重複している、その障害が重度であるという理由だけで、各教科等の目標や内容を取り扱うことを全く検討しないまま、安易に自立活動を主とした指導を行うことがないように留意
- * 道徳科及び特別活動は、その目標及び内容の全部を替えることができない

大学入学共通テストにおける受験上の配慮

●リーフレット（大学入試センターホームページに掲載）

令和7年度大学入学共通テスト
障害等のある方への
受験上の配慮について



大学入学共通テストでは、病気・負傷や障害等のために、受験に際して配慮を希望する志願者に対し、個々の症状や状態等に応じた受験上の配慮を行っています。

「解答方法」や「試験時間」に関する配慮	「試験室や座席」に関する配慮	「持参使用するもの」に関する配慮
点字解答 文字解答・チェック解答 代筆解答 試験時間延長（1.3倍）	トイレに近い試験室 出入口近くの座席 前列の座席	補聴器 杖 車椅子 読書補助具

受験上の配慮を希望する場合は、「**受験上の配慮**」の申請が必要です。志願者からの申請に基づき、大学入試センターで審査の上、配慮事項を決定します。

詳細は、大学入試センターホームページの「**受験上の配慮案内**」(障害等のある方への配慮案内)（7月中旬公開予定）をご確認ください。

受験上の配慮は**5月1日（木）**（受験）から申請することができます。希望する配慮事項によっては審査に時間がかかるため、できるだけ大学入学共通テストの**出願前**に申請してください。

大学入試センターでは事前相談を随時受け付けています。疑問や質問等ございましたら、できるだけ早く下記までお問い合わせください。

【問合せ先】
独立行政法人大学入試センター事業第1課
TEL 03-3465-8600（9:30-17:00 土・日曜、祝日、12月29日-1月3日を除く）
FAX 03-3485-1771（電話での問合せが難しい障害等のある方専用FAX）
<https://www.dnc.ac.jp/>

●主な配慮事項
(令和6年度大学入学共通テスト 受験上の配慮案内から抜粋)

配慮の種別	主な配慮事項
解答方法や試験時間に関する配慮	点字解答（試験時間を1.5倍に延長）
	文字解答（試験時間を1.3倍に延長又は延長なし）
	チェック解答（試験時間を1.3倍に延長又は延長なし）
	代筆解答（試験時間を1.3倍（科目によっては1.5倍）に延長又は延長なし）
	上記のほか、マークシート解答においても試験時間を1.3倍に延長する場合があります。1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験
試験室や座席に関する配慮	洋式トイレ又は障害者用トイレ（バリアフリートイレ）に近い試験室で受験 窓側の明るい座席を指定、座席を前列に指定、座席を試験室の出入口に近いところに指定 別室の設定
	拡大鏡等の持参使用（拡大読書器を含む。） 照明器具の持参使用 補聴器又は人工内耳の装用（コードを含む。） 特製机・椅子の持参使用 車椅子の持参使用 杖の持参使用
その他の配慮	拡大文字問題冊子（14ポイント・22ポイント）の配付 照明器具の試験場側での準備 手話通訳士等の配置 注意事項等の文書による伝達 リスニングの免除 リスニングにおける音声聴取の方法の変更 試験場への乗用車での入構 試験室入口までの付添者の同伴 介助者の配置 特製机・椅子の試験場側での準備

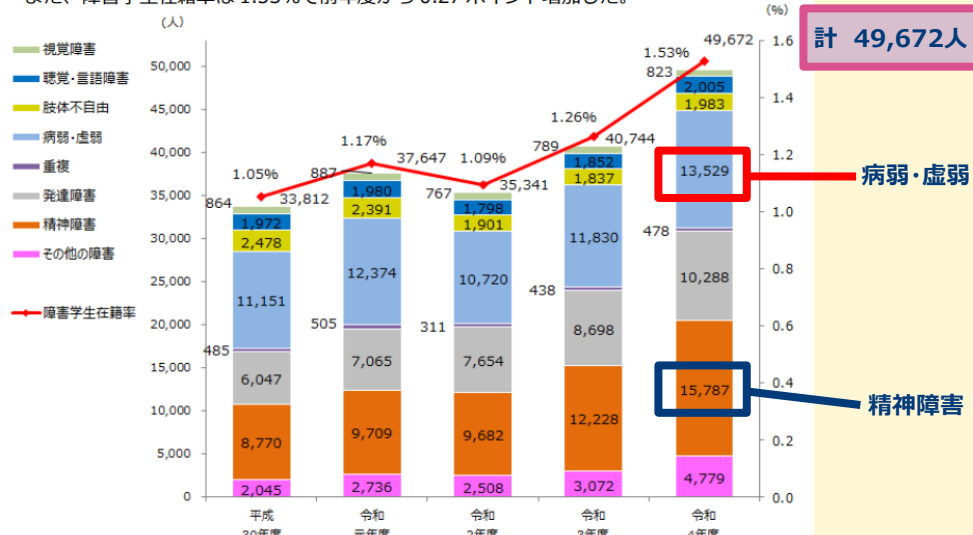
- 障害等の種類や程度にかかわらず、必要な配慮事項を申請することができます。
- 上表に記載のない配慮事項についても申請することができます。

<参考> 障害のある学生数の推移



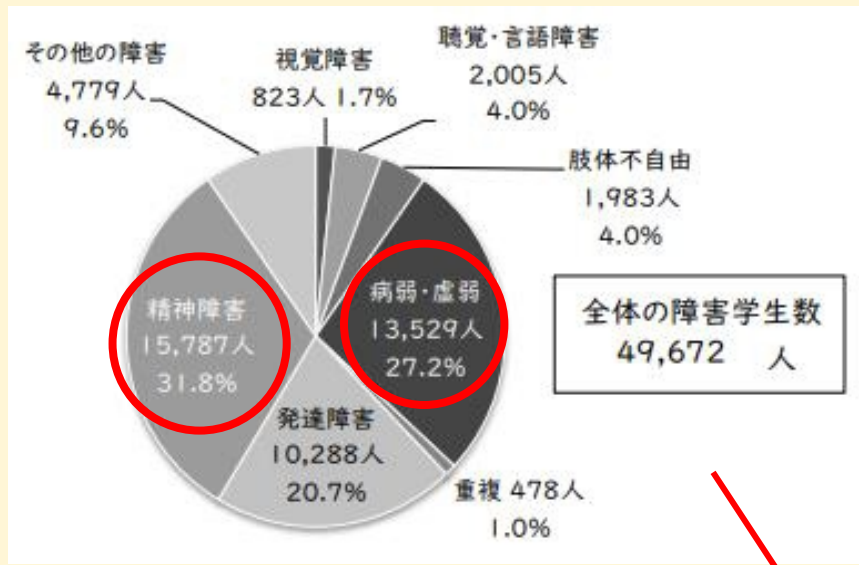
○障害学生数と障害学生在籍率

令和4年5月1日現在の障害学生数は49,672人で前年度から8,928人の増となった。また、障害学生在籍率は1.53%で前年度から0.27ポイント増加した。



(注) 平成30年度から令和3年度までの数値は比較のための参考として表示するもの
数値は各年度の調査結果報告書から引用

<参考> 障害のある学生の数（障害種別）



- 精神障害は、障害種別の学生の中で最も多く、前年より3,559人増加。
- 次いで病弱・虚弱が多く、前年より1,699人増加。

<参考> 障害のある学生の数（障害種別）



病弱・虚弱	13,529	11,830	11,848 (10,388)	883 (756)	798 (686)
内部障害等	8,273	(7,548)	7,444	450	379
他の慢性疾患	5,256	(4,282)	4,404	433	419
精神障害	15,787	12,228	14,903 (11,512)	579 (445)	305 (271)
統合失調症等	780	(751)	754	22	4
気分障害	4,489	(3,602)	4,310	113	66
神経症性障害等	5,952	(4,525)	5,638	221	93
摂食障害・睡眠障害等	1,084	(882)	1,004	49	31
他の精神障害	3,482	(2,468)	3,197	174	111

内部障害等

- 心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、肝臓の機能障害
- ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
- 神経疾患
- 悪性新生物
- その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの

他の慢性疾患

- 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

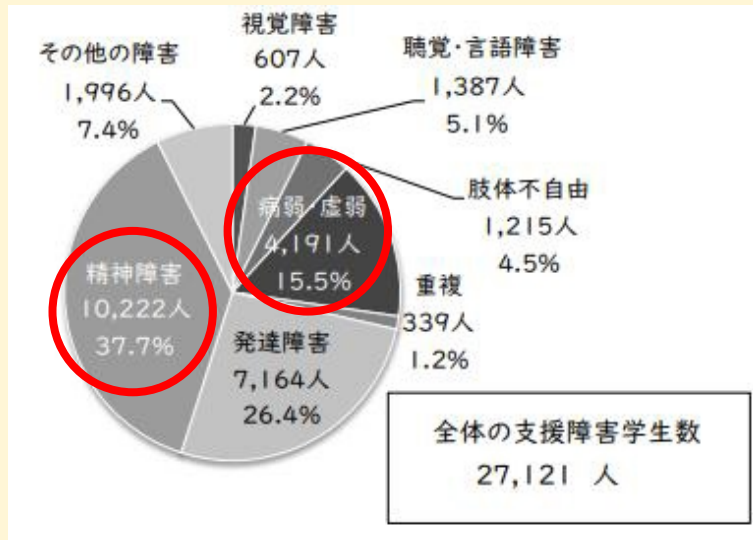
精神障害

- 統合失調症等
- 気分障害(双極性感情障害等)
- 神経症性障害等(不安障害、適応障害、強迫性障害)
- 摂食障害、睡眠障害等

他の精神障害

- 高次脳機能障害、トゥレット症候群、依存性症候群、人格障害等

<参考> 支援障害学生の数（障害種別）



支援障害学生とは

学校に支援の申し出があり、それに対して学校が何らかの支援を行っている障害のある学生

3 医療的ケアについて

医療的ケアについて

学校に在籍する医療的ケア児について

法律(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律)上の定義

- 医療的ケア
人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為
- 医療的ケア児
日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童(18歳以上の高等学校等に在籍する者を含む)

【医療的ケアとは】

一般的には、病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる、たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、人工肛門(ストーマの管理)、インスリン注射などの医療行為のこと。病气や怪我の治療のために医療機関で行われる医療行為は含まない。

【医療的ケアのイメージ】



学校における医療的ケア

特定行為(※)

- 口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引
- 気管カニューレ内の喀痰吸引
- 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 経鼻経管栄養

※認定された教職員等(認定特定行為業務従事者)が一定の条件の下に実施可能



特定行為以外の、学校で行われている
医行為(看護師等が実施)

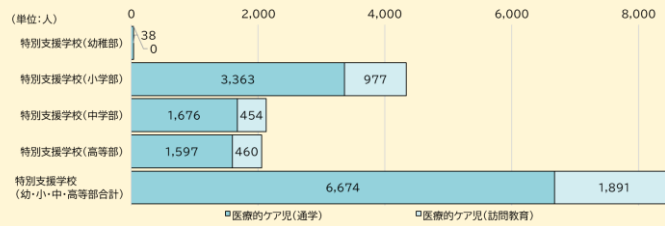
〔本人や家族が医行為を行う
場合、違法性が阻却されるこ
とがあるとされている。〕

医療的ケアについて

学校に在籍する医療的ケア児について

特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数

8,565人 (R4 8,361人)

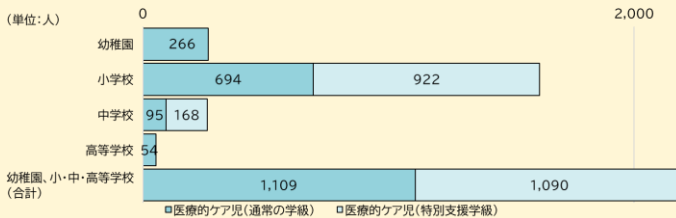


学部	通学・訪問教育の別	国立	公立	私立	計
幼稚園	通学	0	38	0	38
	訪問教育	0	0	0	0
小学部	通学	9	3,354	0	3,363
	訪問教育	0	977	0	977
中学部	通学	0	1,676	0	1,676
	訪問教育	0	454	0	454
高等部	通学	2	1,595	0	1,597
	訪問教育	0	460	0	460
計	通学	11	6,663	0	6,674
	訪問教育	0	1,891	0	1,891
	計	11	8,554	0	8,565

(参考)医療的ケア児が在籍する特別支援学校 702校

幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数

2,199人 (R4 2,130人)



学校種別	通常の学級・特別支援学級の別	国立	公立	私立	計
幼稚園	通常の学級	1	91	174	266
	特別支援学級	0	0	0	0
小学校	通常の学級	9	676	9	694
	特別支援学級	0	922	0	922
中学校	通常の学級	0	79	16	95
	特別支援学級	0	168	0	168
高等学校	通常の学級	0	26	28	54
	特別支援学級	10	872	227	1,109
計	通常の学級	10	1,090	0	1,090
	特別支援学級	10	1,962	227	2,199

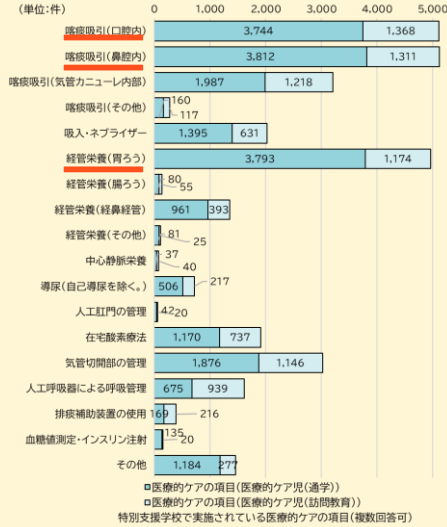
(参考)医療的ケア児が在籍する幼稚園 233校
小学校 1416校
中学校 240校
高等学校 46校

医療的ケアについて

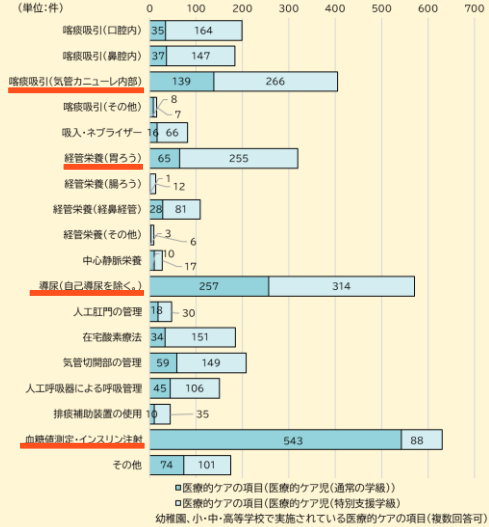
学校で実施されている医療的ケアの項目

- 特別支援学校において実施されている医療的ケアは、延べ31,640件であり、行為別にみると、喀痰吸引(鼻腔内)5,123件、喀痰吸引(口腔内)5,112件、経管栄養(胃ろう)4,967件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)3,205件の順に多い。
- 幼稚園、小・中・高等学校において実施されている医療的ケアは、延べ3,381件であり、行為別にみると、血糖値測定・インスリン注射631件、導尿571件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)405件、経管栄養(胃ろう)320件の順に多い。

特別支援学校



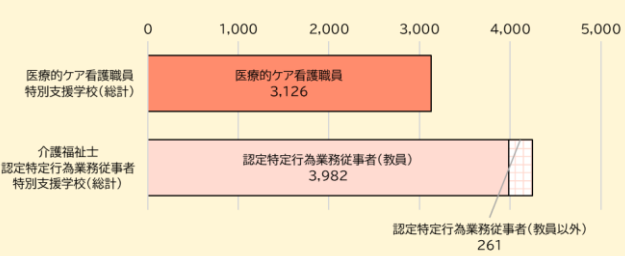
幼稚園・小・中・高等学校



医療的ケアについて

学校において医療的ケアを実施する医療的ケア看護職員等の数

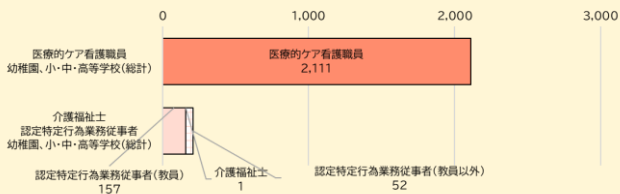
特別支援学校における医療的ケア看護職員、介護福祉士・認定特定行為業務従事者の数 **7,369人**
(R4 7,169人)



医療的ケア看護職員 の当たりの所 定労働時間(※1)	医療的ケア看護職員の数		
	直接雇用:常勤	直接雇用:非常勤	外部委託※2
19時間25分未満	0	1,135	175
19時間25分以上23時間15分未満	0	109	2
23時間15分以上31時間00分未満	2	1,084	68
31時間00分以上37時間30分未満	15	161	13
37時間30分以上	344	10	8
計	361	2,499	266

※1 直接雇用:就労規則によって定められる週の所定労働時間を回答。
外部委託:委託契約書等によって定められている週の業務委託時間(委託契約書等に時間数の定めがない場合は任意の1週間の平均業務委託時間)を回答。
※2 委託契約書等によって定められている人数を回答。

幼・小・中・高等学校における医療的ケア看護職員、介護福祉士・認定特定行為業務従事者の数 **2,321人**
(R4 2,067人)



医療的ケア看護職員 の当たりの所 定労働時間(※1)	医療的ケア看護職員の数		
	直接雇用:常勤	直接雇用:非常勤	外部委託※2
19時間25分未満	4	579	473
19時間25分以上23時間15分未満	1	144	30
23時間15分以上31時間00分未満	4	421	81
31時間00分以上37時間30分未満	11	245	33
37時間30分以上	24	49	12
計	44	1,438	629

※ 本調査における「医療的ケア看護職員」とは、看護師、保健師、助産師、准看護師を指す。
※ 医療的ケア看護職員のうち、教育委員会等に配置され、特別支援学校を含む域内の学校を巡回している者は、特別支援学校に計上。

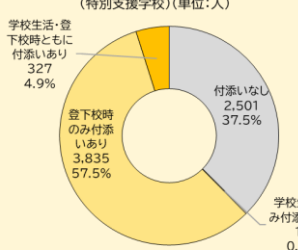
医療的ケアについて

特別支援学校における保護者等の付添いの状況

特別支援学校に通学する医療的ケア児(6,674人)のうち、

- ・ 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 338人 (5.1%)
- ・ 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 3,835人 (57.5%)
- ・ 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 2,501人 (37.5%)

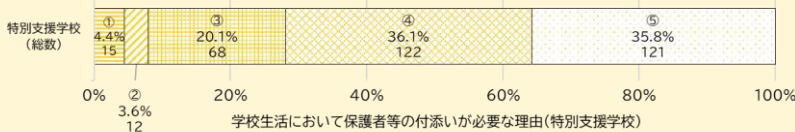
保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数 (特別支援学校)(単位:人)



特別支援学校(学部別)	付添いなし	学校生活のみ付添いあり	登下校時のみ付添いあり	学校生活・登下校時ともに付添いあり
特別支援学校(幼稚部)	1 (2.6%)	24 (63.2%)	13 (34.2%)	0
特別支援学校(小学部)	1,191 (35.3%)	7 (0.2%)	1,971 (58.5%)	203 (6.0%)
特別支援学校(中学部)	668 (40.0%)	1 (0.1%)	939 (56.2%)	63 (3.8%)
特別支援学校(高等部)	641 (40.2%)	3 (0.2%)	901 (56.6%)	48 (3.0%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数(特別支援学校・学部別)(単位:人)

学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(338人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員や認定 特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため」122件(36.1%)が最も多く、「その他」の理由としては、「学校で医療的ケアを実施する手続きの途中で」「健康状態が不安定」「保護者が、医療的ケア看護職員等の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



※ 本調査は、令和5年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況に回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたって定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合は保護者等の付添いは除く。

- ① 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいないため」
- ② 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務事業者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- ③ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む)
- ⑤ その他

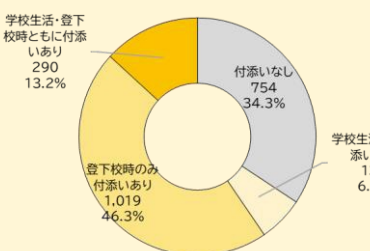
医療的ケアについて

幼稚園、小・中・高等学校における保護者等の付添いの状況

幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児(2,199人)のうち、

- ・ 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 426人 (19.4%)
- ・ 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 1,019人 (46.3%)
- ・ 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 754人 (34.3%)

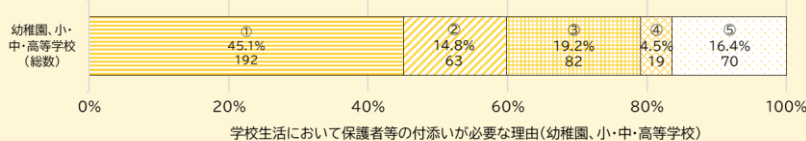
保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数 (幼稚園、小・中・高等学校)(単位:人)



学校種別	付添いなし	学校生活のみ付添いあり	登下校時のみ付添いあり	学校生活・登下校時ともに付添いあり
幼稚園	50 (18.8%)	21 (7.9%)	116 (43.6%)	79 (29.7%)
小学校	554 (34.3%)	108 (6.7%)	780 (48.3%)	173 (10.7%)
中学校	117 (44.3%)	9 (2.3%)	108 (40.9%)	33 (12.5%)
高等学校	33 (61.1%)	1 (1.9%)	15 (27.8%)	5 (9.3%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数(学校種別)(単位:人)

学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(426人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員が配置されていない又は認定特定行為業務従事者がいないため」192件(45.1%)が最も多く、その他の理由としては、「医療的ケアの実施に向けた手続き中」「保護者が、医療的ケア看護職員の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



※ 本調査は、令和5年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況に回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたって定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合は保護者等の付添いは除く。

- ① 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいないため」
- ② 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務事業者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- ③ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む)
- ⑤ その他

医療的ケアについて

総務省行政評価局による
「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査」に基づく対応について

令和6年4月19日付け事務連絡

総務省による「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査-小学校における医療的ケアの実施体制の構築を中心として-」の結果に基づく意見の通知を踏まえ、各学校や教育委員会等において、学校における医療的ケアの実施体制の構築に向けて留意すべき点をまとめたもの

1. 医療的ケア児の早期把握のための連携体制の構築について
2. 医療的ケア児に対する保護者の付添いへの対応について
3. 医療的ケア児の学校在校時における防災への備えについて



事務連絡はこちら

【総務省の調査結果】

- 一部の小学校において、学校に在籍する医療的ケア児のための医療材料・医療器具・非常食等の準備及び備蓄や、人工呼吸器を使用している児童のための非常用電源の準備がなされておらず、その必要性も検討がされていなかった事例があった。
- 医療的ケア児を保護者へ引き渡すことができず、医療的ケア児の小学校での待機が長期化した場合における医療的ケア実施者等の想定が、各学校において十分になされていない。

特別支援学校においても、危機管理マニュアルの見直しや各種備蓄等の定期的な確認、充足をお願いします。

総務省行政評価局による調査とは

複数の府省にまたがる政策や、各府省の業務の実施状況について、全国規模の実地調査を行うことにより、政策の効果や各府省の業務運営上の課題などを実証的に把握・分析し、改善方策の提示などを行うもの

学校における医療的ケアの実施体制の充実に向けた取組



医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、地域の小・中学校においても医療的ケア児が増加傾向にあること、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行されたことなど踏まえ、文部科学省では、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図る際の参考となる資料を掲載しています。

※「文部科学省HP」をクリックすると文部科学省HPの該当ページに移動します。

基本的な考え方

学校における医療的ケアの今後の対応について
(H31.3.20 初等中等教育局長通知)

- 「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ(平成31年2月28日)」を受け、全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理。



文部科学省HP

小学校等における医療的ケア実施支援資料
～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

- 小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。医療的ケアの内容の把握及び、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる資料。



文部科学省HP

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律
(R3.6.18公布、R3.9.18施行)

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加しており、医療的ケア児の心身の状況等に適切に支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたもの。



文部科学省HP

医療的ケア看護職員等への研修

学校における医療的ケア実施対応マニュアル
(看護師用)

- 看護師等が初めて学校で勤務するに当たって参考となる資料。



文部科学省HP

学校における教職員による
たんの吸引等(特定の者対象)研修キースト(例)

- 学校において教職員が喀痰吸引等を行う際に必要となる基本研修を行う際に参考となる資料。



文部科学省HP

学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム

- 学校において初めて従事する初任者の看護師向けの研修を行う際に参考となる資料。



文部科学省HP

地域で医療的ケア児を支援する学校の看護師と訪問看護師の看書連携モデルパンフレット

- 学校の看護師と訪問看護師が連携を図るため、学校生活と訪問看護との関わりの一例等を示した資料。



文部科学省HP

教育委員会等による研修会の企画研修に関する調査研究

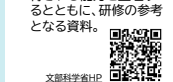
- 教育委員会において研修を立案する際の課題等を整理。



文部科学省HP

指導的な役割を担う看護師の研修の参考となる資料

- 指導的な立場を担う看護師について、役割と期待される能力を整理するとともに、研修の参考となる資料。

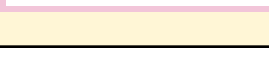


文部科学省HP

医療的ケア児の受け入れ体制に関する調査研究

学校における医療的ケア実施体制構築事業

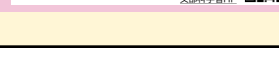
- H29～R2:酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受け入れ体制の在り方について



文部科学省HP

学校における医療的ケア実施体制充実事業

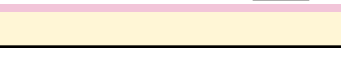
- R3～:地域の小・中学校等で医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方について



※1年目の取組概要を公表
文部科学省HP

学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

- 学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介。



文部科学省HP

医療的ケア看護職員等の相談・研修の在り方に関する取組事例



文部科学省HP



学校において安全に安心して医療的ケアを実施できる相談・支援体制の整備に向け、**医療的ケアに知見のある医師等から指導・助言を受ける体制の在り方や病院等と連携した研修の在り方**について調査研究を行い、取り組んだ自治体の事例を公表しております。

医療的ケアに知見のある医師等とのICTを活用した相談・支援体制の実証

①学校関係者と医療的ケアに知見のある医師との相談をオンラインで実施

鳥取県教育委員会

取組内容

- 医療的ケア児の個別の状況に応じた、**医療的ケアの実施にあたっての留意点や疑問点に関する学校医(医療的ケアに知見のある医師)との相談**に、これまで、来校時の対面、電子メール、電話等を活用していたが、**新たにICT(オンライン形式)を活用**。



成果

- 対面での相談に比べ、個々の医療的ケア実施に関する疑問点や留意点について適時に相談することができ、**医療的ケア看護職員**の不安の軽減につながった。
- 複数人が参加することができ、**学校管理職等、学校全体で指導・助言内容を円滑に共有**できた。
- 画面共有等を活用することで、**相談したい点が学校医に伝わりやすくなった**。

②学校関係者と医療関係者をはじめとした幅広い関係者間の相談をオンラインで実施

岡山県教育委員会

取組内容

- 災害時対応を想定した**医療的ケア児の緊急時対応に関する訓練**に向け、特別支援学校と**医療的ケア指導医・医療機関、防災担当職員等の幅広い関係者間の連携のための相談にICT(オンライン形式)を活用**。



成果

- 対面では困難だった、**幅広い関係者間の対応の相談、確認・合意を円滑に行う**ことができた。
- 医療的ケア指導医や医療機関関係者に、直接相談することにより具体的な助言が得られた**。
- 医療機関関係者と直接相談でき、今後の関係づくりにつながった**。

医療機関等と連携した研修の充実

①医療的ケア指導医・主治医が在籍している医療機関と連携した研修

千葉県教育委員会

取組内容

- 様々な経歴の**医療的ケア看護職員が学校において安全に医療的ケアを実施**できるよう、**医療的ケア指導医・主治医が在籍している医療機関や特別支援学校と連携している医療機関と連携し、研修を企画・実施**。

研修の内容

- 医療現場の**医師や看護師が講師**となり、**モデル人形等を活用した実技研修や医療機器メーカーからの講義、緊急時の対応を学ぶ研修を実施**。
- 県と医療機関間で、ニーズや医療的ケアの実施状況を踏まえ、研修内容を調整**。

成果

- 医療現場における**医療的ケアの知識を得るとともに、緊急時の対応をイメージしながら学ぶ**ことができた。
- 医師等から実技研修等を受け、不安解消に繋がった**。
- 校内の**医療的ケア児の具体的な対応について、医師等と幅広く質問・相談**できた。



②県の重症心身障害児の療育の拠点となる医療機関と連携した研修

長野県教育委員会

取組内容

- 県の**重症心身障害児の療育の拠点**であり、**医療的ケア児の主治医が在籍している医療機関と連携し、研修を企画・実施**。

研修の内容

- 連携した病院の**医師・看護師が講師**となり、**人工呼吸器への対応、実技研修、病棟の見学等を実施**。
- 医療的ケア看護職員**のニーズや、**人工呼吸器を使用する児への緊急時対応の必要性が高い**ことなどを踏まえ、**研修内容を病院の担当部署と調整**。

成果

- 人工呼吸器の仕組みや取扱いを学び、緊急時の対応が理解でき、不安解消**につながった。
- 講義・実技研修により、毎日のケアや緊急時の対応の見直し**ができ、**不安解消**につながった。
- 病棟の見学研修により、医療的ケア児の自立や成長の視点を意識**できた。

形式	内容	講師	時間
講義 実技研修	●県管内にネットワークを構築した 社会福祉施設(ケアハウス)の ニューシブの人のスキルを ニューシブのスタッフが ケアハウスで実践する ニューシブの職員(ニューシブ ニューシブ)が講師として 実施する	医師 看護師	1日
病棟見学	●医療的ケア看護職員(市立 病院)		1日

※「実技研修」のプログラム例

4 病弱教育の充実に向けて期待すること

病弱教育の充実に向けて期待すること

病気の子供を取り巻く環境の変化

- 医療の進歩による入院の短期化、頻回化による特別支援学校、特別支援学級転出入への影響
- ICT活用の広がり 等

☆ 自立活動の指導の充実

☆ 各教科の指導の充実

- ☞ 制限・制約のある中で、どのように効果的に指導するか

☆ ICTのより効果的な活用

- ☞ 教育機会の確保のために、教育委員会や学校において同時双方向型・オンデマンド型の授業配信の実施及び学習評価等に関する必要な規定等を整備する
- ☞ ICTを使用することを目的とした授業づくりにならないようにする

☆ 小・中学校、高等学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級（病弱・身体虚弱）との連携、そこに在籍している子供への支援

- ☞ 転学せずに療養している子供に対する教育機会の保障と個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用
- ☞ 特別支援学校（病弱）のセンター的機能の在り方

<参考> 特別支援学校のセンター的機能（規定等）

学校教育法第74条

特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章第6節 学校運営上の留意事項

小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童若しくは生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。

小学校学習指導要領 第1章第4の2 特別な配慮を必要とする児童への指導 (1)のア

障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

平成17年12月 中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において示された、特別支援学校のセンター的機能の6項目

- ① 小・中学校等の教師への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教師に対する研修協力機能
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供機能

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚園・小学部・中学部）
303ページ～

<参考> 特別支援学校のセンター的機能の充実

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議 報告

令和5年3月13日

○弱視、難聴、肢体不自由、**病弱・身体虚弱**については、通級による指導の対象である障害種となっているものの、その指導を受けている児童生徒数が少なく、これらを対象障害種とする通級による指導を実施していない自治体があることや、障害種について専門性のある指導主事や、その障害の状態等に応じた自立活動の指導ができる教師が不足していることなど、**当該障害のある児童生徒が十分な支援を受けられずに取り残されてしまっている現状がある**。障害の種類によって対応に差異が生じることがないように、**特別支援学校のセンター的機能の発揮により、小中学校の教師・保護者・児童生徒への支援等に係る機能の一層の充実を図る**ことが強く求められる。

<具体的な方向性>

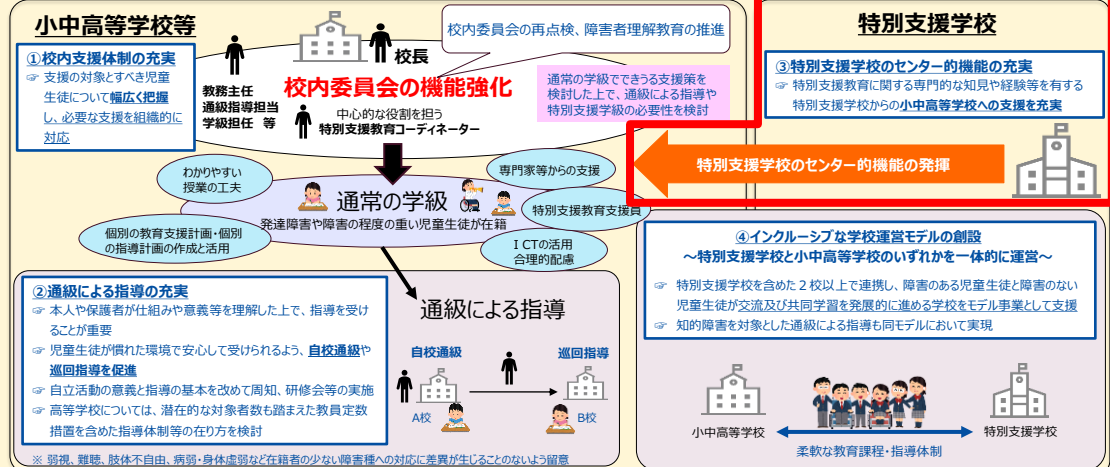
- ・学校教育法施行令22条の3に規定する障害の程度に該当しつつ、通常の学級で学ぶ児童生徒が十分な指導を受けられるよう、**小中学校等への特別支援学校のセンター的機能の充実を検討する**必要がある。

<参考> 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)

(令和5年3月13日)

現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要



- ◆ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- ◆ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基礎となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ◆ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実にも努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行いつつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

<参考> 特別支援学校におけるセンター的機能及び特別支援教育コーディネーターの充実

特別支援教育を担う教師の養成の在り方に関する検討会議 報告

令和4年3月

- 特別支援学校は、学校教育法第74条に基づくセンター的機能を効果的に発揮するため、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが重要な役割を担っており、地域によっては、域内の教育資源の組み合わせの中でコーディネーター機能を発揮し、指導・支援機能を拡充するなどの取組も推進されるなど、その運用や役割等について 様々な特色が見られる。
- その本来の役割を果たすため、適任者を充てるとともに、研修等で支援することにより充実にを図ることが求められる。

<具体的方向性>

- ・特別支援学校の校長及び特別支援教育コーディネーターは、地域の状況やニーズを踏まえ、積極的にセンター的機能を果たすことができるよう、日常的な状況把握や支援の充実に図ること。
- ・各設置者及び校長は、センター的機能を効果的に発揮することができるよう、小中学校等における状況を理解し、外部専門家や関係機関とも連携しつつ、効果的な支援ができる者を配置すること。
- ・各設置者及び学校は、特別支援教育コーディネーターに対する効果的な研修を実施すること。その際、特総研の学習コンテンツ等も活用すること。
- ・国は、小学校等における特別支援教育コーディネーターの状況も踏まえ、特別支援教育コーディネーターの法令上の位置付けを検討すること。

5 資料

近年の特別支援教育に関する動向

平成18年12月	<p>国連総会において障害者権利条約を採択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の人権・基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定 ◆障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）の禁止 ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進 など（教育分野） <p>インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供 など</p>
平成19年4月	<p>特別支援教育の本格的実施（平成18年3月 学校教育法等改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行う「特別支援教育」転換 ・盲・聾・養護学校から特別支援学校 ・特別支援学校のセンター的機能 ・小中学校等におけるLD、ADHD等の子供への支援を含めた特別支援教育の推進 など
平成19年9月	<p>障害者権利条約署名</p>
平成23年8月	<p>改正障害者基本法施行（教育分野）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容、方法の改善及び充実 ・本人・保護者の意向を可能な限り尊重 ・交流及び共同学習の積極的推進 など
平成24年7月	<p>『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進』（中教審初中分科会報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学相談・就学先決定の在り方 ・合理的配慮、基礎的環境整備 ・多様な学びの場の整備、学校間連携、交流及び共同学習等の推進 ・教職員の専門性向上 など
平成25年9月	<p>就学制度改正（平成25年8月 学校教育法施行令改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「認定就学」制度の廃止、総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重） ・柔軟な転学 など
平成26年1月	<p>障害者権利条約批准</p>
平成27年11月	<p>障害者差別解消法に基づく文部科学省所管事業分野の対応指針の策定</p>
平成28年4月	<p>障害者差別解消法施行（平成25年6月制定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、合理的配慮提供の法的義務 など
平成28年6月	<p>改正児童福祉法施行（即日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第56条の6第2項を新設 医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携の一層の推進

近年の特別支援教育に関する動向

平成28年8月	<p>改正発達障害者支援法施行（平成28年6月公布）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援実施 ・個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進 など
平成29年1月	<p>総務省「発達障害者支援に関する行政評価・監視調査結果・報告※及び文部科学省の対応方針 策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の早期発見及び適切な支援と情報の引継ぎ ※「総務省設置法」に基づき実施される行政機関の業務の実施状況の評価及び監視
平成29年4月	<p>特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領 公示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視 ・障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実 など
平成29年3月	<p>通級による指導に係る教員定数の基礎定数化（平成29年3月 義務標準法※改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度より10年かけて小・中学校の通級による指導に係る教員の加配定数を基礎定数化 ※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律
平成30年2月	<p>「心のバリアフリー 学習推進会議」提言 取りまとめ</p>
平成30年3月	<p>第四次障害者基本計画 閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法に基づき策定される障害者施策の最も基本的な計画（平成30年度～34年度）（教育分野） ・誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備 ・障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実
平成30年4月	<p>高等学校等における通級による指導の制度化（平成28年12月 学校教育法施行規則等改正）</p>
平成30年8月	<p>「個別の教育支援計画」を作成することについて省令に規定（学校教育法施行規則改正）</p>
平成30年9月	<p>小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育の取扱いについて（通知）</p>
平成31年1月	<p>文部科学省 障害者活躍推進プラン 発達障害等のある子供達の学びを支える～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～ 公表</p>
平成31年2月	<p>特別支援学校高等部学習指導要領 公示</p>
平成31年3月	<p>学校における医療的ケアの実施に関する検討会議 最終まとめ</p>

近年の特別支援教育に関する動向

令和元年6月	厚労省と文科省による「障害児の早期支援に向けた保険・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」
令和2年4月	高等学校等における病気療養中等の生徒に対するメディアを利用して行う授業の単位修得数等の上限を緩和（学校教育法施行規則改正）
令和3年1月	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告 公表」 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）公表
令和3年2月	高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について（通知） ・病気療養中等の生徒に対する必要対面授業を、履修する各教科・科目等ごとに年間2単位時間以上と弾力化した。
令和3年6月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律 公布 （施行：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）
令和3年6月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 公布 （施行：令和3年9月18日（公布の日から起算して3月が経過した日））
令和3年6月	「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」改定・公表
令和3年8月	学校教育法施行規則の一部を改正する省令 施行（公布日施行） ・医療的ケア看護職員や特別支援教育支援員を法上上位置付け、配置を促進
令和3年9月	特別支援学校設置基準（省令） 公布 （施行：総則及び科目は令和4年4月1日、編制並びに施設及び設備は令和5年4月1日）
令和4年3月	「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」報告 ・採用後概ね10年以内で特別支援教育を複数年経験 ・管理職登用にあつては特別支援教育の経験も考慮
令和4年4月	「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（通知）
令和4年7月	「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について」（通知）
令和5年3月	「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」報告 ・校内委員会の機能強化 ・通級による指導の充実 ・特別支援学校のセンター的機能発揮 ・インクルーシブな学校運営モデルの創設
令和6年12月	障害者差別解消法に基づく文部科学省所管事業分野の対応指針の改定 （事業者による合理的配慮の提供の義務化）

特別支援教育を受ける児童生徒数の概況



○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,700人) 聴覚障害 (約7,500人) 知的障害 (約141,100人) 肢体不自由 (約30,200人) 病弱・身体虚弱 (約19,300人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約151,400人（※令和5年度） （平成25年度の約1.1倍）	知的障害 (約164,000人) 肢体不自由 (約4,400人) 病弱・身体虚弱 (約4,200人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,800人) 言語障害 (約1,200人) 自閉症・情緒障害 (約196,500人) 合計：約372,800人（※令和5年度） （平成25年度の約2.1倍）	言語障害 (約47,200人) 自閉症 (約36,800人) 情緒障害 (約24,600人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,100人) 学習障害 (約34,100人) 注意欠陥多動性障害 (約38,700人) 肢体不自由 (約160人) 病弱・身体虚弱 (約100人) 合計：約183,900人（※令和3年度） （平成25年度の約2.4倍）
幼児児童生徒数	幼稚園：約1,200人 小学部：約51,100人 中学部：約33,400人 高等部：約65,600人 義務教育段階の 全児童生徒の 0.9%（※令和5年度）	小学校：約265,700人 中学校：約107,000人 義務教育段階の 全児童生徒の 4.0% （※令和5年度）	小学校：約154,600人 中学校：約27,700人 高等学校：約1,700人 （※令和3年度） 義務教育段階の 全児童生徒の 1.9%
学級編制 定数措置 （公立）	【小・中】1学級6人 【高】1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	【小・中】1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化 【高】加配措置
教育課程	各教科に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。 それぞれの児童生徒について個別的教育支援計画（家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と個別の指導計画	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内

※通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すされた児童生徒数の割合：推定値 8.8%（小・中）、推定値 2.2%（高）
 （令和4年文部科学省の調査において、学級担任等による回答に基づくものであり、医師の診断等によるものでない点に留意。）

※「小学校」には義務教育学校前期課程を、「中学校」には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、「高等学校」には中等教育学校後期課程を含む、四捨五入の関係で、内訳の足し上げた合計が一致しないことがある。

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H25→R5)



- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.3倍)の増加が顕著。

義務教育段階の全児童生徒数

(平成25年度) 1,030万人 → (令和5年度) 941万人
0.9倍

特別支援教育を受ける児童生徒数

32.0万人 (3.1%) → 64.0万人 (6.8%)
2.0倍

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

6.7万人 (0.7%) → 8.5万人 (0.9%)
1.3倍

小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害

17.5万人 (2.0%) → 37.3万人 (4.0%)
2.1倍

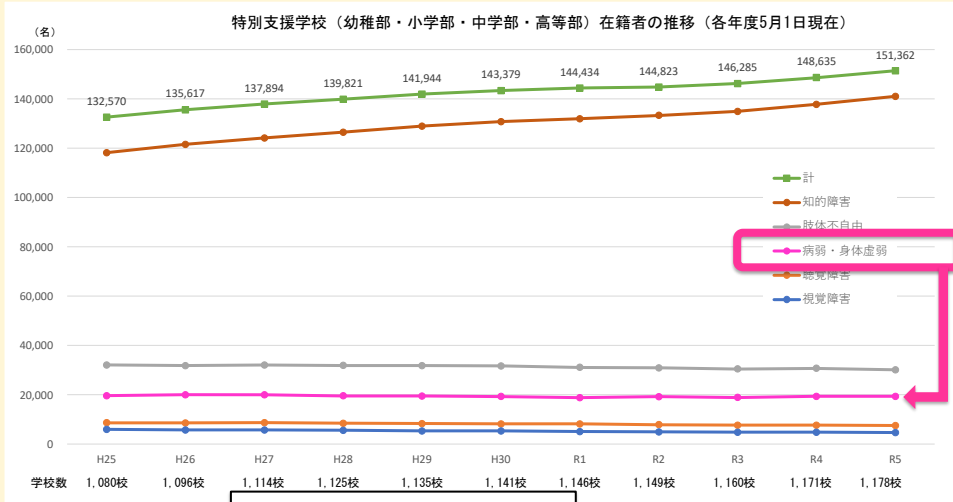
通常の学級 (通級による指導)

言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

7.8万人 (1.0%) → 18.2万人 (1.9%)
2.3倍 (注)

※矢印内の数値は、令和5年度(通級による指導については令和3年度)の児童生徒数を平成25年度の児童生徒数で除し、小数第1位未満を四捨五入したものの値。
(注)通級による指導を受ける児童生徒数(18.2万人)は、最新の調査結果であるR3年度通年(国公立)の値を用いている。
なお、平成25年度の通級による指導を受けている児童生徒数(7.8万人)は、5月1日時点(公立のみ)の値。

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



【令和5年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
併置校と単独校を合わせた数	156校	156校	156校	156校	156校
病弱・身体虚弱単独校のみの数	12,000人	19,339人	7,683人	19,339人	19,339人
計	12,000人	19,339人	7,683人	19,339人	19,339人

(出典) 学校基本調査

※上記表は、平成19年度より、

それぞれの障害種に集計している。このため、大人数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。

特別支援学校（病弱）の学校数の推移

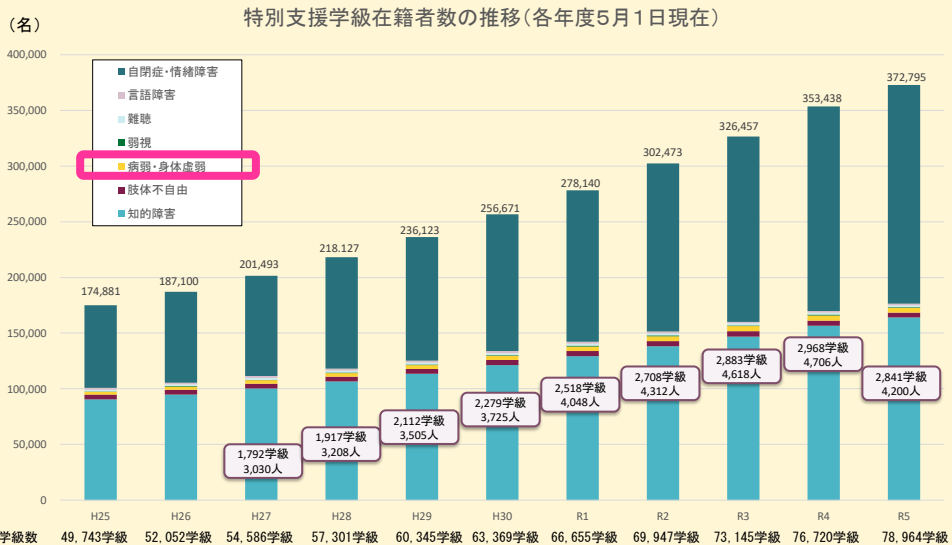
	H29	H30	R1	R2	R3	R4
病弱	57	57	57	58	56	57
視・病	1	1	1	1	1	1
聴・病	-	-	-	-	-	-
知・病	14	16	15	16	15	14
肢・病	30	32	32	35	36	35
視・聴・病	-	-	-	-	-	-
視・知・病	-	-	-	-	-	-
視・肢・病	1	1	1	1	1	1
聴・知・病	-	-	-	-	-	-
聴・肢・病	-	-	-	-	-	-
知・肢・病	29	29	27	28	26	28
聴・知・肢・病	2	2	3	1	2	2
視・知・肢・病	1	-	-	-	-	-
視・聴・肢・病	-	-	-	-	-	-
視・聴・知・病	-	-	-	-	-	-
視・聴・知・肢・病	14	14	15	18	17	15
計	149	152	151	158	154	153

病弱教育校に占める割合（令和4年度）

病弱単独校 37%
併置校 63%
 （内訳）
 肢体不自由との併置校 36%
 知的障害及び肢体不自由との併置校 29%

文部科学省「特別支援教育資料」より

特別支援学級の児童生徒数・学級数



【令和5年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	33,206	3,146	2,841	532	1,354	649	37,236	78,964
在籍者数	164,036	4,419	4,200	592	1,837	1,209	196,502	372,795

（出典）学校基本調査

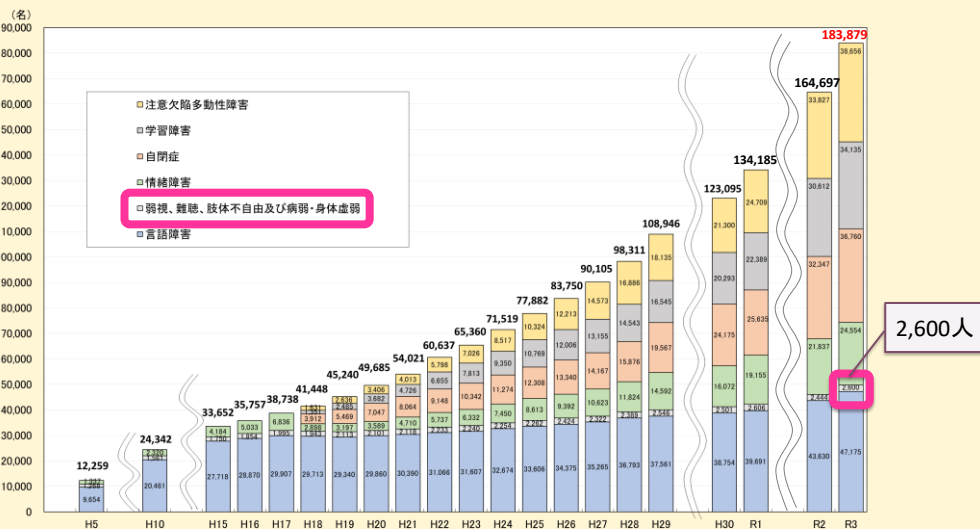
特別支援学級（病弱・身体虚弱）の学級数・児童生徒数の推移

	小学校		中学校		義務教育学校		計	
	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数
H29	1,468	2,480	643	1,021	1	4	2,112	3,505
H30	1,619	2,676	655	1,041	5	8	2,279	3,725
R1	1,768	2,900	742	1,135	8	13	2,518	4,048
R2	1,893	3,050	804	1,246	11	16	2,708	4,312
R3	1,986	3,137	880	1,459	17	22	2,883	4,618
R4	2,026	3,181	914	1,487	28	38	2,968	4,706

文部科学省「特別支援教育資料」より

○特別支援学級（病弱・身体虚弱）の学級数、児童生徒数ともに年々少しずつ増加している

通級による指導を受けている児童生徒数の推移



(出典) 通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)
 ※令和2年度及び令和3年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。
 ※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示（平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応）。
 ※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。
 ※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。
 ※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（病弱・身体虚弱）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	13	20	24	24	36	45
中学校	14	9	4	15	33	38
高等学校	—	—	3	14	23	19
計	27 (0.03%)	29 (0.03%)	31 (0.03%)	53 (0.04%)	92 (0.06%)	102 (0.06%)

文部科学省「特別支援教育資料」より

○病弱・身体虚弱で通級による指導を受けている児童生徒は、年々増加している
☞ 平成30年度と比べて、令和3年度は約**3.3倍**となっている

<参考> 通級による指導の概要



○通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。（平成5年度から小中学校で制度化、平成30年に高等学校に拡大）

・実施形態：自校通級、他校通級、巡回指導

・対象障害種：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱

目標（自立活動の指導）

- ◆個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う。

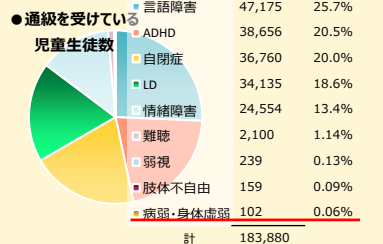
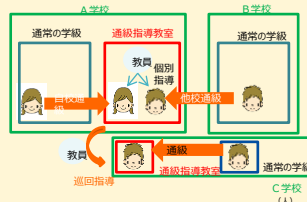
障害による困難さの改善・克服に係る指導内容の一例

発音の困難さ	読みの困難さ	筆記の困難さ
口や舌の体操等を通して自分の発音を意識して明確に話せるように指導	カード等を用いて、文字や単語、文を流暢に読めるように指導	ICT端末を活用したキーボード入力やフリック入力など、自分に合った学び方ができるように指導

文部科学省の取組

- ◆教職員定数の改善
 - ・公立小・中学校における基礎定数化（H29年度～R8年度の10年間で13人に1人）
 - ・公立高等学校における加配定数措置（R5年度：348人分の経費を地方財政措置）
- ◆研修や指導の充実
 - ・（独）国立特別支援教育総合研究所における指導的立場の教員を対象とした研修等
 - ・発達障害に関する通級の研修体制や指導法に関する調査研究事業（R2年度：高等学校における発達障害に関する通級による指導の研究事業）
 - ・「改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引き 解説とQ&A」を作成
 - ・「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」を作成

●通級による指導の実施形態



教育振興基本計画

令和5年6月16日閣議決定

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画。
- 今後5年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めるもの。

○教育基本法(平成18年法律第120号)(抄)
(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5年おきに第2期・第3期計画を策定。
- 地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされている。

	第1期計画	第2期計画	第3期計画
対象期間	平成20(2008)年度～平成24(2012)年度	平成25(2013)年度～平成29(2017)年度	平成30(2018)年度～令和4(2022)年度
基本的方針	今後10年間を通じて目指すべき教育の姿	一人一人の「自立」した個人が多様な個性・能力を生かし、他者と「協働」しながら新たな価値を「創造」していくことができる「生涯学習社会」の構築	教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する
教育の目指すべき方向性	①社会全体で教育の向上に取り組む ②個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる ③教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える ④子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する	①社会を生き抜く力の養成 ②未来への飛躍を実現する人材の養成 ③学びのセーフティネットの構築 ④絆づくりと活力あるコミュニティの形成	①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する ③生涯学び、活躍できる環境を整える ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する ⑤教育政策推進のための基盤を整備する

新たな教育振興基本計画【概要】(令和5年度～9年度)

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望 教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標(不易)の実現のための、社会や時代の変化への対応(流行)【社会の現状や変化】 ▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み

・新型コロナウイルス感染症の拡大 ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化 ・VUCAの時代(変動性、不確実性、複雑性、曖昧性) ・少子化・人口減少や高齢化 ・グローバル化・地球規模課題 ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン(脱炭素) ・共生社会・社会的包摂 ・精神的豊かさの重視(ウェルビーイング) ・18歳成年・子ども基本法 等

第3期計画期間中の成果 第3期計画期間中の課題

・(初等中等教育)国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
・(高等教育)教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
・(学校段階横断)教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞 ・不登校・いじめ重大事態等の増加
・学校の長時間勤務や教師不足 ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷 ・博士課程進学率の低下 等

次期計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく

・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要

・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング(※)の向上

・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方

・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協動的幸福と獲得的幸福のバランスを重視

・日本発の調和と協調(Balance and Harmony)に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
・リカレント教育を通じた高度人材育成

②誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

・子供が抱える困難が多様化、複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応

・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視
・地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性(DE&I)ある共生社会の実現に向けた教育を推進
・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上
・人生100年時代に視線を移す生涯にわたって学び続ける学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

DXに至る3段階(電子化→最適化→新たな価値(DX))において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進

デジタルの活用と併せてリアル(対面)活動も不可欠、学習場面等にに応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者(子供を含む)との対話を通じた計画の策定等

教育振興基本計画

教育振興基本計画のコンセプト

持続可能な社会の創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成



日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

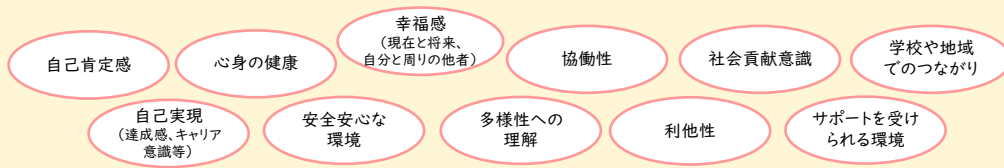
- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む



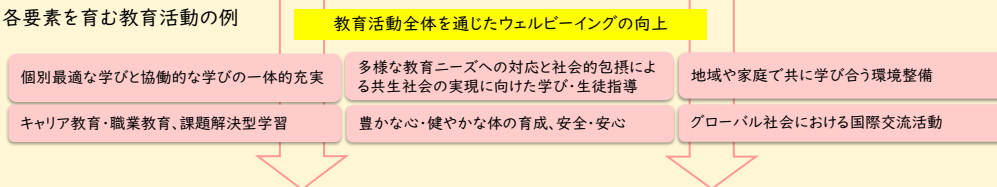
教育振興基本計画

ウェルビーイングとは何か

- ウェルビーイングとは・・・身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。



● 各要素を育む教育活動の例



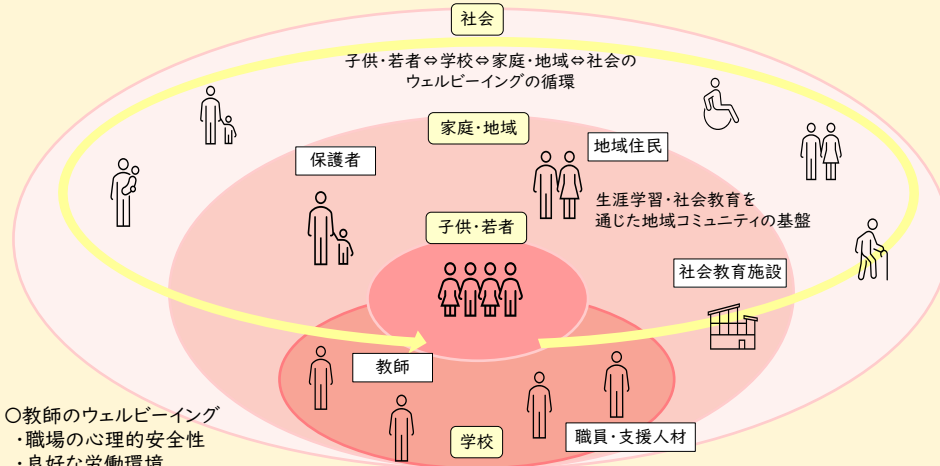
● 子供たちの主観的なウェルビーイングに関連する項目

- 自分にはよいところがあると思う
- 将来の夢や目標を持っている
- 授業の内容がよく分かる
- 勉強は好きと思う
- 普段の生活の中で、幸せな気持ちになる
- 友人関係に満足している
- 自分と違う意見について考えるのは楽しい
- 人が困っているときは進んで助けている
- 学級をよくするために互いの意見の良さを生かして解決方法を定める
- 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う
- 先生は自分のいいところを認めてくれる
- 困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できる

教育振興基本計画

教師のウェルビーイング、学校・地域・社会のウェルビーイング

- 子供たちのウェルビーイングを高めるためには、**教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングを確保することが必要**。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められる。



- 教師のウェルビーイング
- ・職場の心理的安全性
 - ・良好な労働環境
 - ・保護者や地域との信頼関係
 - ・子供の成長実感

小学部 ☆本



令和6年2月10日 新規発刊

社会 ☆☆☆☆

社会 ☆☆☆☆☆

職業・家庭 ☆☆☆☆

職業・家庭 ☆☆☆☆☆

理科 ☆☆☆☆☆

理科 ☆☆☆☆☆

令和7年度からの使用に向けて作成中

小学部教科書解説

★NEW★

令和6年2月26日発刊 定価2,190円

(国語、音楽は令和2年11月16日、算数は令和2年12月15日発刊)

中学部教科書解説

(令和3年9月10日発刊)

社会、理科、職業・家庭についても今後発刊予定

季刊誌

特別支援教育

令和6年春 第93号

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月
価格：900円（税込み）

文部科学省特別支援教育課編集の
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携

特別支援教育 春

【特集】
自己の在り方生き方を
考える高等部での教育
—キャリア教育を通して—



【目次】
● 視覚障害① 自分らしい生き方の実現を目指して
● 視覚障害② 社会を形成する一員という認識をもつ思考の整理とキャリアデザイン
● 聴覚障害① 大学卒業後を見据えた高等部におけるキャリア教育
● 聴覚障害② 社会とのつながりを意識した教育活動
● 知的障害① 自分の人生をよりよく生きようとする生徒を育てるために
● 知的障害② 課題対応能力の向上を目指して
● 肢体不自由 〈今〉を〈未来〉につなぐキャリア教育の充実に向けて
● 病弱 精神疾患等がある生徒が自己の人生を切り開いていくためのキャリア教育

特別支援教育の一層の充実に向けて
東洋館出版社 編集・発行
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112
URL: <http://www.toyokan.co.jp>

【特集】自己の在り方生き方を考える高等部での教育

—キャリア教育を通して—

- 視覚障害① 自分らしい生き方の実現を目指して
- 視覚障害② 社会を形成する一員という認識をもつ思考の整理とキャリアデザイン
- 聴覚障害① 大学卒業後を見据えた高等部におけるキャリア教育
- 聴覚障害② 社会とのつながりを意識した教育活動
- 知的障害① 自分の人生をよりよく生きようとする生徒を育てるために
- 知的障害② 課題対応能力の向上を目指して
- 肢体不自由 〈今〉を〈未来〉につなぐキャリア教育の充実に向けて
- 病弱 精神疾患等がある生徒が自己の人生を切り開いていくためのキャリア教育

【巻頭言】 特別支援教育の一層の充実に向けて

文部科学省初等中等教育局長 矢野和彦

- 連載「実践 LICT活用」
- 子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/教育委員会の取組/施策だより 等

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆ 全国の書店
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆ 東洋館出版社
年間定期購読を受け付けております。
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆ インターネットからも購入することができます。

